

(参考資料)

# 大雨等により被災された農林漁業者の皆様へ

令和2年7月豪雨による農林水産関係被害への支援対策

令和2年7月  
農林水産省  
関東農政局



## ＜災害復旧＞

農地や水路、林道等を復旧してほしい	1
農業者が自ら行う復旧作業を支援してほしい	2
災害査定の効率化について	3
事前着工による早期営農再開に向けて	4

## ＜人的・技術的支援＞

災害時における農林水産省の被災地の早期復旧への取組	5
---------------------------	---

## ＜被災ハウス、農作物等の処理＞

被災した農業用ハウスや農作物等の処理について	7
------------------------	---

## ＜ハウス再建・農業用機械の取得＞

耐候性ハウス・ガラスハウスを再建したい	9
パイプハウスを再建したい	10
農業用ハウスを補強したい	11
被災を機に耐候性ハウスやパイプハウスのリース導入を進めたい	12
農業用ハウスの施工業者が確保できない	13
農業用機械等の取得に際し費用を低減したい	14

## ＜資金調達＞

施設復旧のための資金や運転資金を調達したい	15
-----------------------	----

## ＜共済金＞

被災した農作物や園芸施設の農業共済等について	16
園芸施設共済の加入促進イメージ	17
園芸施設共済における掛金の割引について	18

## 目 次 (2/2)

### <その他農業>

浸水被害を受けた水田農家への特別対策	19
本年産の栽培の継続を断念せざるを得ない場合の支援策について	20
サツマイモ基腐病を予防的に防除したい	21
葉たばこの営農再開に向け、施設・機械や栽培環境の整備をしたい	22
被害果樹・茶を植替えたい・被害果実を利用したい・果樹棚を再建したい	23
樹体の洗浄・樹勢の回復や、被害を受けた果樹の大規模な植替え に取り組みたい	24
生産資材を購入したい	25
酪農・畜産関係の支援を受けたい	26
復旧までの間の働く場がほしい、従業員の雇用を維持したい	27
被災農業法人等の雇用の維持、農業次世代人材投資事業の取扱い	28
農地や農業用施設や鳥獣被害防止施設の復旧等をしてほしい	29

### <林業>

被災した荒廃山地、森林作業道の復旧や被害木の伐採をしてほしい	30
被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の 撤去・復旧・整備をしてほしい	31

### <水産業>

漁港施設等の復旧をしてほしい	32
流木等による水産業への影響を食い止めたい	33
漁船、漁具等が被災してしまった	34
水産経営を再開したい	35

### <停電による被害>

停電の影響による被害から早期に営農を再開したい（農作物）	36
停電の影響による被害から早期に営農を再開したい（畜産）	37
停電の影響による被害から早期に営農を再開したい（林野）	38

# 農地や水路、林道等を復旧してほしい

被災した農地や水路、農協、森林組合、漁協等が所有する農林水産物倉庫等、林道を復旧する場合、以下の災害復旧事業等による支援を受けることが可能です。

## 対策事業と農家等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
農地や水路	工事費40万円/箇所以上であれば、 <b>災害復旧事業（農地・農業用排水路等）</b> による支援 (事業実施主体：地方公共団体, JA, 土地改良区等)	国：激甚災害指定の場合、96%～98%（過去5箇年の実績） 県等：県と市町村による負担 農家：100%-(国の負担+県等の負担)	関東農政局 農村振興部防災課 (災害係) TEL:048-740-0568
農林水産物倉庫等	工事費40万円/箇所以上であれば、 <b>農林水産業共同利用施設災害復旧事業</b> による支援	国：激甚災害指定の場合、最大で90%等 県等：県と市町村による負担 農家：100%-(国の負担+県等の負担)	関東農政局 経営・事業支援部 経営支援課（課長補佐（農協指導）） TEL:048-740-5268
林道	工事費40万円/箇所以上であれば、 <b>林道施設災害復旧事業</b> による支援	国：激甚災害指定の場合、概ね90% 施設管理者（県、市町村、森林組合等）：100%-国の負担	林野庁整備課 TEL:03-6744-2304

# 農業者が自ら行う復旧作業を支援してほしい

地方公共団体等が実施する災害復旧事業等によらず、農業者自らが小規模な水路等の復旧活動を行う場合は、以下の事業による支援を受けることが可能です。

## 1. 支援の内容

- (1) 農地周りの小規模な水路等の地域共同による復旧活動を支援。(多面的機能支払交付金)
- (2) 農業者の自力施工による区画拡大や水路整備などの耕作条件の改善を支援。(農地耕作条件改善事業)
- (3) 被災した鳥獣被害防止施設の自力施工による再整備を支援。(鳥獣被害防止総合対策交付金)

## 2. 対策事業と農家等の負担割合

支援内容	対応事業	農家等の負担	担当及び問合せ先
(1) 地域共同による復旧活動の支援	損壊等の被害を受けた農地周りの小規模な水路等の地域共同による復旧活動に既配分の <b>多面的機能支払交付金</b> を充当可能	(既に配分されている多面的機能支払交付金を活用するため、追加の負担はない) 対象組織：追加負担なし	関東農政局 農村振興部農地整備課(保全業務係) TEL：048-740-5830
(2) 耕作条件の改善等	被災を契機に行う水路の更新整備などを <b>農地耕作条件改善事業</b> により支援(総事業費200万円以上、受益者2者以上等)	国：定額	関東農政局 農村振興部農地整備課(事業推進対策係) TEL：048-740-0552
(3) 鳥獣被害防止施設の再整備	被災した鳥獣被害防止施設の再整備を行う場合、必要な資材費を <b>鳥獣被害防止総合対策交付金</b> により支援	国：定額	関東農政局 農村振興部農村環境課(鳥獣被害対策係) TEL：048-740-0511

# 災害査定の効率化について

- 平成29年1月より「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」を新たにルール化

## 1 対象となる災害及び都道府県

### (1) 対象となる災害

- ・ 区分S：激甚災害（本激）に指定されかつ緊急災害対策本部が設置されたもの
- ・ 区分A：激甚災害（本激）に指定された災害

### (2) 対象となる都道府県

- ・ 農林水産省に対する当該災害の被害報告における被災箇所数が、過去5箇年の平均被災箇所数（本激除く）を超えた都道府県

## 2 効率化の内容

- ・ 机上査定上限額の引上げ：200万円（林道は300万円）未満 → 査定見込み件数の概ね7割※（農地・農業用施設は9割）までの額
- ・ 採択保留額の引上げ：2億円以上 → 2億円を超え採択保留された件数の概ね6割※までの額
- ・ 査定設計書に添付する図面等を簡素化：設計図書の作成において航空写真や代表断面図等を活用など

※区分Sにあつては、概ね9割までの額

## 3 効率化により期待される効果

- ・ 机上査定上限額の引上げにより、現地調査件数が減少するため、査定期間が短縮
- ・ 採択保留額の引上げにより、採択保留件数が減少するため、早期着手する災害復旧事業が増加
- ・ 査定設計書に添付する図面、写真を簡素化するため、査定資料の準備期間が短縮

以上により、被災自治体の災害査定に要する業務や期間等を縮減するとともに、被災施設の早期復旧を促進し、被災地の復興を支援

令和2年7月豪雨以前にも、

- ・ 平成29年：梅雨前線豪雨等（九州北部豪雨を含む）、台風第18号、台風第21号
- ・ 平成30年：梅雨前線豪雨等（平成30年7月豪雨）、北海道胆振東部地震、台風第24号
- ・ 令和元年：梅雨前線豪雨等、8月から9月の前線に伴う大雨、台風第19号

の9つの災害で適用。

効率化による効果の一例

（平成29年農地・農業用施設）

机上査定上限額の引上げにより、机上査定可能件数が56%→89%へ増加

## 公共

農地農業用水路等が被災した場合、災害査定を待たずに、復旧工事に着手できる査定前着工制度を活用し、早期復旧が可能。実施にあたっては以下の①、②を留意するとともに市町村と相談いただきたい。

- ① 施設等の被災状況を事前に調査、撮影
- ② 査定前工事の実施中の写真、契約書、工事費支払額等が確認できる証拠書類等を整理

## ハウス・機械等

農業用ハウス・農業機械等(中古を含む)の導入、共同利用施設の修繕の事前着工等については、それぞれの農林漁業者ごと(共同利用施設の場合は施設ごと)に以下の①、②の資料を保存いただきたい。

- ① 施設等の被害の状況がわかる書きものや写真等
- ② 事業の対象となる取組に係る発注書、納品書、請求書などの書類

## 自力施工

災害復旧事業では、市町村等から作業委託を受けたJA等が農家や農業生産法人と契約を結ぶことにより、農家等に対し労務費や機械のリース代を支払うことが可能です(直営施工)。

地方公共団体等が実施する災害復旧事業等によらず、農業者自らが地域共同により、農地や水路等の復旧活動を行う場合は、多面的機能支払交付金等による支援を受けることも可能です。



# 災害時における農林水産省の被災地の早期復旧への取組

- 近年、地震や台風等の自然災害が多発し、被災地方公共団体の深刻な人員不足等も相まって、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧に支障。
- このため、①国の職員派遣、②地方公共団体間の職員派遣促進、③民間コンサルタント確保に向けた対応により、被災地の早期復旧を人的な面から支援。

## ① 農林水産省の職員派遣

災害発生時に、農林水産省から職員（MAFF-SAT）を派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援。

**MAFF-SAT**

（農林水産省・サポート・アドバイsteam）

派遣

被災地方公共団体等

被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策に対する支援

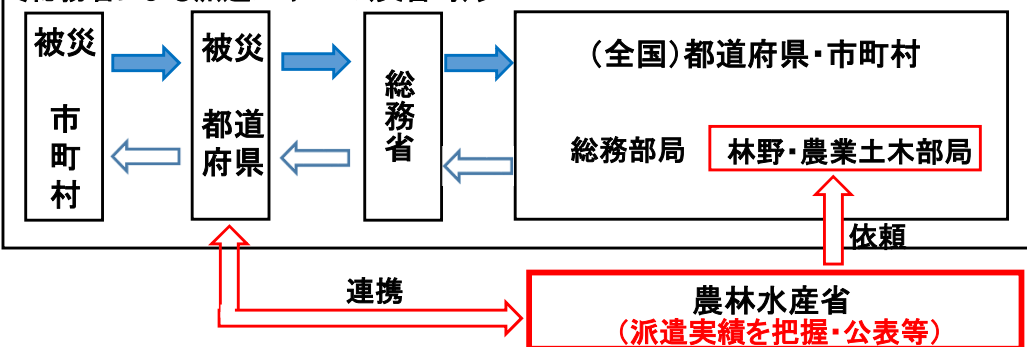
## ② 地方公共団体間の職員派遣の促進

- 通常行う総務省による職員派遣調整に加え、農林水産省が地方公共団体と直接調整。
- 地方公共団体職員研修の実施、充実。

【地方公共団体のメリット】

- ・職員派遣により、自らの災害対応力がレベルアップ。
- ・被災時に、協力が得られやすい。

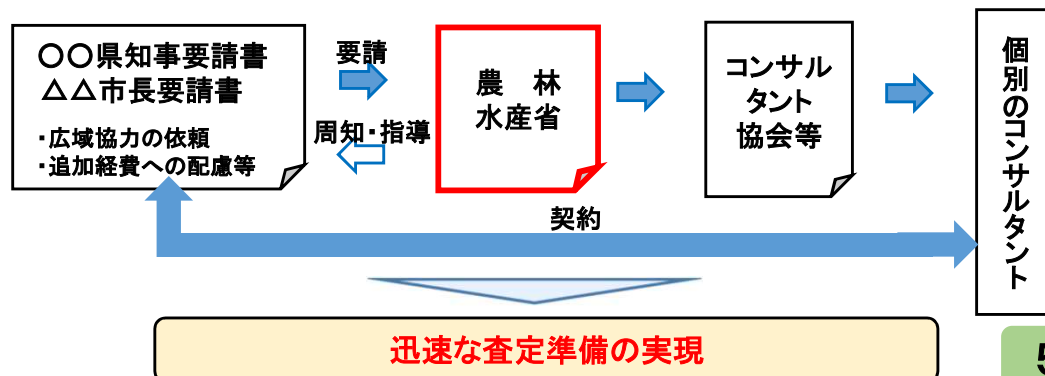
〔総務省による派遣スキーム（災害時）〕



財政措置：派遣先地方公共団体が負担（地方自治法）  
⇒実績額（給料、手当、旅費等）の8割を特別交付税で措置

## ③ 大規模災害時の民間コンサルタント確保に向けた対応

- 大規模災害時に、農林水産省が被災地方公共団体からの要請を受け、文書等により全国のコンサルタントに広域的な協力を要請。
- 激甚災害の指定により、査定準備等の外注費が国の補助対象となることから、広域的な契約により発生する旅費や歩掛等の追加経費について、実績に基づき適切に計上するよう地方公共団体等に周知・指導。



- 令和2年7月豪雨による被害発生後、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を人的・技術的な面から支援しています。

### 人的支援

○被災地方公共団体に対し、迅速な被害の把握のためリエゾン派遣を実施しています。

○被害を受けた農地・農業用施設、森林・林業施設、水産関係施設等の早期復旧のため、国の職員を派遣し、技術的助言や指導等を実施しています。

- 都道府県に448名の派遣（ピーク時7月14日 39名）  
※7月27日時点、7名派遣中
- 市町村に168名の派遣（ピーク時7月13日 22名）  
※7月27日時点、3名派遣中
- 発災後から7月27日まで、延べ616名の職員を派遣

- 担当及び問い合わせ先（人的・技術的支援）

支援分野	担当及び問合せ先
農業土木関係	関東農政局農村振興部防災課 TEL:048-740-0568
林野関係	林野庁森林整備部治山課 TEL:03-3501-4756
水産関係	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課 TEL:03-3502-5638

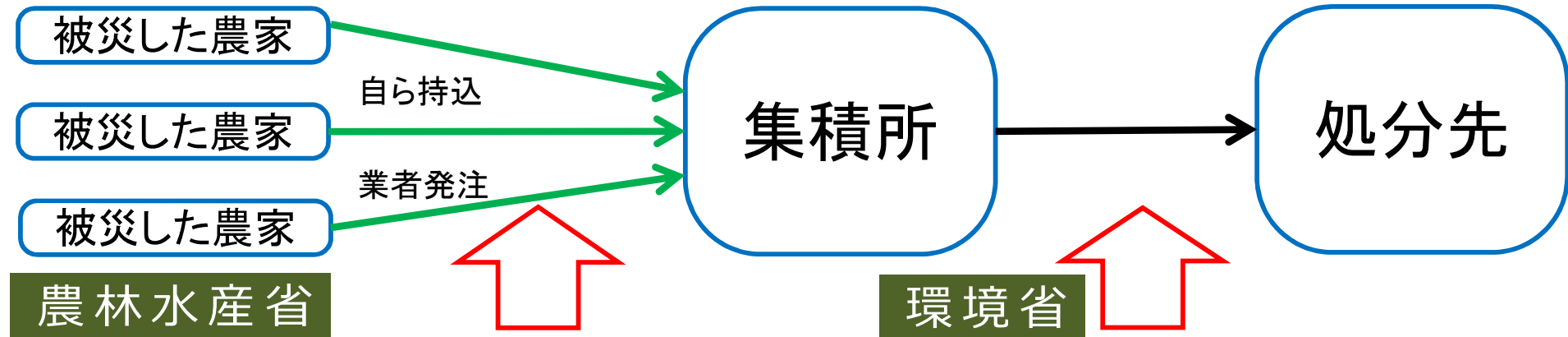
# 被災した農業用ハウスや農作物等の処理について

## 1. 事業概要

農林水産省と環境省の事業の連携により、被災した農業用ハウスや農作物等の処理を支援。

## 2. 処理スキーム

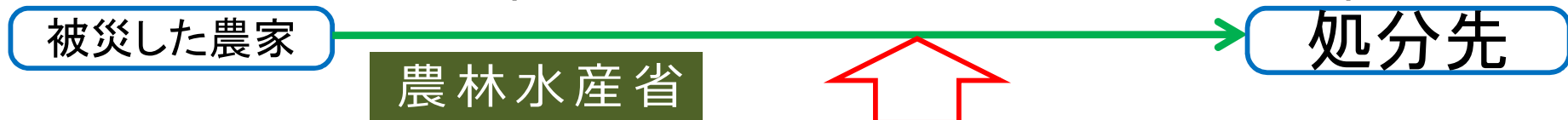
(1) 集積所を経由する場合（農家が集積所まで持込（自力又は業者発注））



【被災ハウスの解体から運搬まで業者発注】  
強い農業・担い手づくり総合支援交付金  
(被災農業者支援型、被災産地施設支援対策)  
【被災ハウス資材の収集から運搬まで業者発注、被災した  
農作物や培地等の撤去】  
持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)

市町村が、災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して処理

(2) 集積所を経由しない場合(農業者がハウスの撤去を特に急ぐ必要がある等)



【被災ハウスの解体から処分まで業者発注】  
強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型、被災産地施設支援対策)  
【被災ハウス資材の収集から処分まで業者発注】  
持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)

# 被災した農業用ハウス、農作物等処理したい

被災した農業用ハウス、農作物等の処理については、以下の制度による支援を受けることが可能です。

## 1. 支援の内容

- (1) 出荷できなくなった農作物や使用できなくなった培地等の撤去（持続的生産強化対策事業）
- (2) 被災した農業用ハウス等の処理（災害廃棄物処理事業）

## 2. 対策事業と農家の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災した農作物や培地等の撤去	持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）	国：1,500円／10a以内 農家：事業費と補助額の差額	関東農政局 生産部生産振興課 （地域指導官） TEL：048-740-0407
被災した農業用ハウス、農作物等の処理	被災した農業用ハウス、農作物等が長期間放置され新たな災害等により周辺環境へ支障を及ぼすおそれがあるなど、生活環境保全の観点から支障があると認められる場合であって、市町村が一体的に収集（撤去を含む）、運搬及び処分を行う場合、災害廃棄物処理事業により市町村の処理費用を支援	国：50% 特別交付税：47.5% 市町村：2.5% 農家：0	環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 TEL:03-5521-8337

# 耐候性ハウス・ガラスハウスを再建したい

被災した耐候性ハウスやガラスハウスの再建は、以下の制度による支援を受けることが可能です。

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災したハウスの部材の撤去	<p>農業者等が部材やガラス片の撤去を行う場合、<b>強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)</b>により支援  <small>※ 今後も営農を継続する見込みがあることが条件</small></p>	<p>国 : 園芸施設共済加入者は共済金と併せて1/2相当                      園芸施設共済未加入者は3/10                      県等 : 県と市町村による負担                      農家 : 100%-(国の負担+県等の負担)</p>	<p>関東農政局                      経営・事業支援部                      経営支援課 (課長補佐 (技術))                      TEL:048-740-0138</p>
	<p>農業者の組織する団体等(5名以上)が行う場合、<b>強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災産地施設支援対策)</b>により支援</p>	<p>国 : 1/2                      県等 : 県と市町村による負担                      農業者の組織する団体等 : 100%-(国の負担+県等の負担)</p>	<p>関東農政局                      生産部生産振興課 (地域指導官)                      TEL:048-740-0407</p>
飛散したガラス等の撤去	<p>工事費40万円/箇所以上で、農地に混入したガラス片を市町村等が撤去を行う場合、<b>災害復旧事業</b>により支援                      (事業実施主体: 地方公共団体, JA, 土地改良区等)</p>	<p>国 : 激甚災害指定の場合、96%~98% (過去5箇年の実績)                      県等 : 県と市町村による負担                      農家 : 100%-(国の負担+県等の負担)</p>	<p>関東農政局                      農村振興部防災課 (災害係)                      TEL:048-740-0568</p>
	<p>上記の災害復旧事業の対象とならない土砂の撤去(ガラス等混入も可)を行う場合、<b>強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)</b>により支援                      (助成対象者: 農業者等)  <small>※ 今後も営農を継続する見込みがあることが条件</small></p>	<p>国 : 園芸施設共済加入者は共済金と併せて1/2相当                      園芸施設共済未加入者は3/10                      県等 : 県と市町村による負担                      農家 : 100%-(国の負担+県等の負担)</p>	<p>関東農政局                      経営・事業支援部                      経営支援課 (課長補佐 (技術))                      TEL:048-740-0138</p>
耐候性・ガラスハウスの再建	<p>農業者の組織する団体等(5名以上)が行う場合、<b>強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災産地施設支援対策)</b>により支援</p>	<p>国 : 1/2                      県等 : 県と市町村による負担                      農業者の組織する団体等 : 100%-(国の負担+県等の負担)</p>	<p>関東農政局                      生産部生産振興課 (地域指導官)                      TEL:048-740-0407</p>

# パイプハウスを再建したい

被災したパイプハウスの再建については、農業者のニーズに応じ以下の制度による支援を受けることが可能です。

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災したハウスや土砂混じりがれきの撤去	農業用ハウスの再建等に伴う撤去や油などが混入した土砂の撤去を業者に発注する場合、 <b>強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）</b> により支援 ※今後も営農を継続する見込みがあることが条件	国：園芸施設共済加入者は共済金と併せて1/2相当 園芸施設共済未加入者は3/10 県等：県と市町村による負担 農家：100%－(国の負担＋県等の負担)	関東農政局 経営・事業支援部 経営支援課（課長補佐（技術）） TEL:048-740-0138
	被災を機に作物転換や規模拡大等に取り組むために必要なパイプハウスの生産資材の購入(自力施工)と併せて被災ハウス資材及びこれと一体的に行う流入した土砂を処分する場合、 <b>持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）</b> により実施 ※解体費用は含まない	国：1/2 農家：1/2	関東農政局 生産部生産振興課（地域指導官） TEL:048-740-0407
農業用ハウスの再建・修繕	農業用ハウスの再建・修繕等を業者に発注する場合、 <b>強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）</b> により実施	国：園芸施設共済加入者は共済金と併せて1/2相当 園芸施設共済未加入者は最大3/10 県等：県と市町村による負担 農家：100%－(国の負担＋県等の負担)	関東農政局 経営・事業支援部 経営支援課（課長補佐（技術）） TEL:048-740-0138
	被災を機に作物転換や規模拡大等に取り組むために必要な生産資材費の購入等を行う場合（自力施工）、 <b>持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）</b> により実施	国：1/2 農家：1/2	関東農政局 生産部生産振興課（地域指導官） TEL:048-740-0407

# 農業用ハウスを補強したい

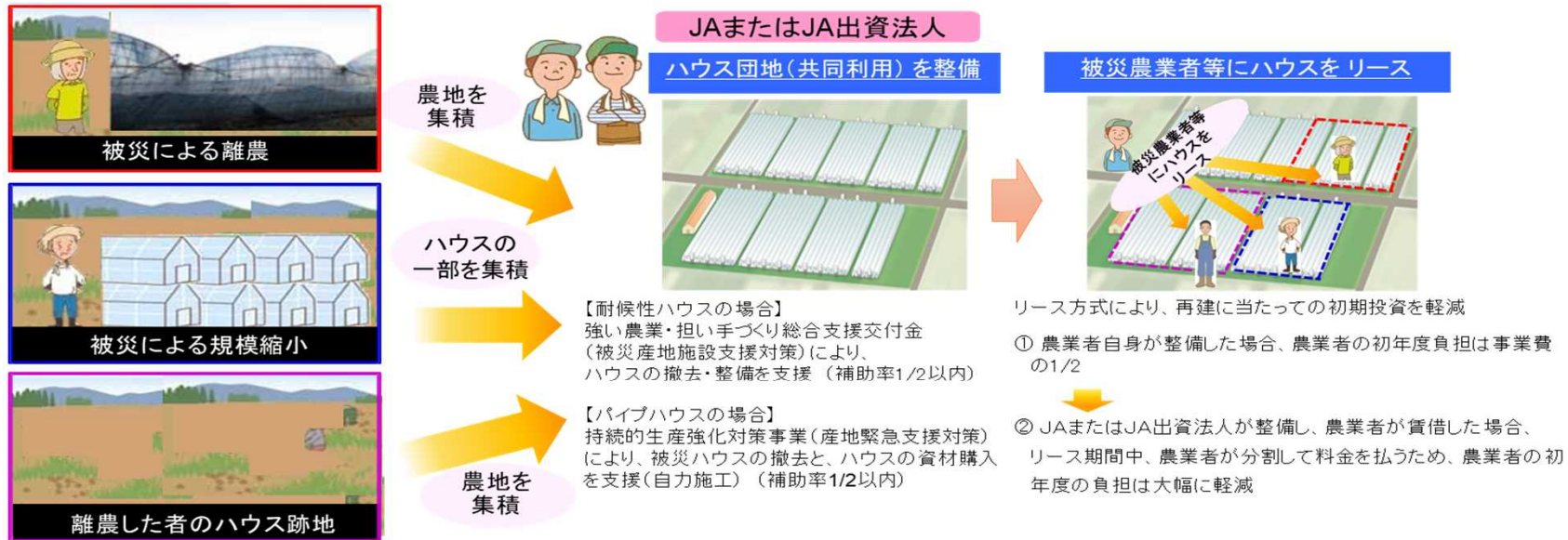
被災した農業用ハウスの補強は、以下の制度による支援を受けることが可能です。

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災を機とした農業用ハウスの補強	<p>再建・修繕等と併せて業者に発注して補強を行う場合、強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）により実施</p>	<p>国 : 3/10                      県等 : 県と市町村による負担                      農家 : 100%－(国の負担＋県等の負担)</p>	<p>関東農政局                      経営・事業支援部                      経営支援課（課長補佐（技術））                      TEL:048-740-0138</p>
	<p>自力施工により、被災したハウスの補強を行う場合、持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）により、必要な生産資材の購入費用を支援</p>	<p>国 : 1/2                      農家 : 1/2</p>	<p>関東農政局                      生産部生産振興課（地域指導官）                      TEL:048-740-0407</p>

# 被災を機に耐候性ハウスやパイプハウスのリース導入を進めたい

豪雨での被災や高齢化等により離農した者の農地を活用して、JAやJA出資法人が主体となって耐候性ハウスを整備することで、農業者の初期投資を軽減することが可能です。

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
耐候性ハウス・平張施設への転換	農業者の組織する団体等(5名以上)が行う場合、 <b>強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災産地施設支援対策)</b> により支援	国 : 1/2 県等 : 県と市町村による負担 農業者の組織する団体等(事業実施主体) : 100%-(国の負担+県等の負担)	関東農政局 生産部生産振興課 (地域指導官) TEL:048-740-0407
パイプハウスの再建	被災を機に作物転換や規模拡大等に取り組むために必要な生産資材の購入等を行う場合(自力施工)、 <b>持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)</b> により実施	国 : 1/2 農家 : 1/2	関東農政局 生産部生産振興課 (地域指導官) TEL:048-740-0407



## 低コスト耐候性ハウスとは

- 骨組みに鉄骨や角パイプを用いたハウス(基礎あり)
- 接合部分等の改良により、従来の鉄骨ハウスよりコストを抑え、耐候性を向上(耐風速50m/s)

整備費 1,100~1,400万円/10㍍

## 低コスト耐候性ハウス(奥)とパイプハウス(手前)



※ R元年の台風第15号により、パイプハウスは被害を受けたが、低コスト耐候性ハウスに被害はなかった。

## 平張施設とは

- 角パイプの骨格に(フィルムでなく)ネットで被覆したハウス
- 防風効果は高いが、保温や雨除けの効果は低い
- 温暖で台風の襲来が多い沖縄県等で普及

整備費 400~500万円/10㍍





# 農業用ハウスの施工業者が確保できない

資材メーカー、ハウスメーカーへの協力要請及び各都道府県のハウス施工業者の営業所等を紹介しています。また、農業者自らが施工を行えるよう、自力施工の手順や留意点を記載したマニュアルを紹介しています。

## ○資材メーカー等への協力要請、施工業者等の紹介

農林水産省は、早期の営農再開に向けて、7月15日に資材メーカー、ハウスメーカー等関係者に対し、資材の円滑な供給と早期の着工等の協力依頼をしています。

また、各都道府県のハウス施工業者の営業所等を農林水産省のホームページで紹介しています。地域の店舗に注文が集中し、資材の確保や施工に長時間を要することが見込まれる場合は、近隣都道府県の店舗への発注についてもご検討ください。

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/sisetsu/saigaitaisaku.html>

(農林水産省HP「施設園芸の台風、大雪被害防止と早期復旧対策」2(イ)ハウス施工業者リストを参照)



## ○自力施工

注文から施工まで期間を要する場合は、生産者自らが施工を行うこと（自力施工）も有効です。

自力施工にあたっては、全農が簡易なパイプハウスの建て方をまとめた「パイプハウス建て方マニュアル」を作成し、関連の動画資料とともに全農ホームページで掲載中です。自力施工のご参考に、どうぞご利用下さい。

[http://www.agri.zennoh.or.jp/N\\_index.aspx](http://www.agri.zennoh.or.jp/N_index.aspx)



また、生産者部会等で被災農業者による共同施工の体制を整備し、他の被災農業者のハウスの施工を請け負う等の取組も有効です。

**パイプハウスの自力施工!**

パイプハウスを建てたいけど、工事費が高い、時間が掛かるとお悩みの方！部会や法人で自力施工に取り組んでみませんか？

こんな困り事、ございませんか？

**① 工事費が高い…**  
自力施工ならコストダウン！ 施工費 約20%  
費用のうち、施工費を削減して、約20%のコストダウンに繋がります。 資材費、給送費等 約80%

**② 注文してから時間が掛かる…**  
自力施工なら待たずに着工！  
資材注文後、施工業者を待たずに、すぐ着工できるので、災害後の混雑時にもスピーディに対応出来ます。

**③ でも建て方が分からない…**  
自力施工はマニュアル&動画で安全安心！  
全農ホームページで「パイプハウス建て方マニュアル」と解説動画を公開中！安全に配慮した施工に役立てられます。 建て方マニュアル 解説動画

→マニュアル、動画の詳細はウラ面をご覧ください。

農林水産省 生産局 園芸作物課 TEL 03-3593-6496

# 農業用機械等の取得に際し費用を低減したい

被災した農業用機械等の取得、修理等については、農業者のニーズに応じ以下の制度による支援を受けることが可能です。

## 1. 農業用機械等の再取得・修繕

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災した農業用機械等の再取得(中古農機を含む。)、修繕	トラクターなどの農業用機械等の再取得や修繕費用について、強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)により支援	国 : 1/2以内 県等 : 県と市町村による負担 農家 : 100%-(国の負担+県等の負担)  ※ 被災後も営農をやめることなく再開しようとする者として市町村が認める者を対象に、補助率を3/10から1/2以内に引上げ。加えて、農業専用のトラック(被災時に新車登録から14年以内であって、被災前及び復旧後に農業専用で使用されるもの)の修繕・再取得の支援を措置。	関東農政局 経営・事業支援部 経営支援課(課長補佐(技術)) TEL:048-740-0138

## 2. 農業用機械のリース

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災した農業用機械等のリース方式による導入	被災を機に作物転換や規模拡大等に取り組む場合に、農業用機械等のリース導入費用について、持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)により支援	国 : 本体価格の1/2 農家 : 1/2	関東農政局 生産部生産振興課 (地域指導官) TEL:048-740-0407

# 施設復旧のための資金や運転資金を調達したい

施設復旧のための資金融資等については、以下の制度による支援を受けることが可能です。

## 1. 支援の内容

- (1) 災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間実質無利子化
- (2) 農業近代化資金等の借入れについて、債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除
- (3) 新規・既往融資について、円滑な融通や償還猶予等の措置が適切に講ぜられるよう関係金融機関に要請
- (4) 農林漁業セーフティネット資金・農林漁業施設資金の貸付限度額を引上げ
- (5) 災害関連資金について、実質無担保・無保証人化

## 2. 対策事業と農林漁業者の負担割合

支援内容	対応事業等	支援の内容	担当及び問合せ先
貸付利子の5年間実質無利子化	経営再建のための農林漁業セーフティネット資金や施設の復旧のための農林漁業施設資金等の災害関連資金	※1 貸付当初5年間実質無利子化 (間接的に被害を受けた農林漁業者も対象)	(農業関係) 関東農政局 経営・事業支援部経営支援課(課長補佐(総務)) TEL:048-740-0393
保証料の5年間免除	農業近代化資金等や災害復旧に係る林業者等の借入れに対する(独)農林漁業信用基金及び農業信用基金協会等の債務保証	保証当初5年間の保証料免除	(林業関係) 林野庁企画課 TEL:03-3502-8037
関係金融機関への要請	新規融資に係る円滑な融通・既往融資に係る償還猶予 通帳・印鑑等を紛失した場合でも払い戻し可能		(水産関係) 水産庁水産経営課 TEL:03-6744-2347
貸付限度額の引上げ	農林漁業セーフティネット資金は「1,200万円又は年間経営費の12分の12」、農林漁業施設資金は「負担額の100%又は1施設1,200万円」に貸付限度額を引上げ		
実質無担保・無保証人化	災害関連資金について、実質無担保・無保証人での貸付け		

※1 林業者においては、貸付当初10年間

# 被災した農作物や園芸施設の農業共済等について

農業共済における共済金の早期支払等を実施。

## 支援内容と農業者の負担割合

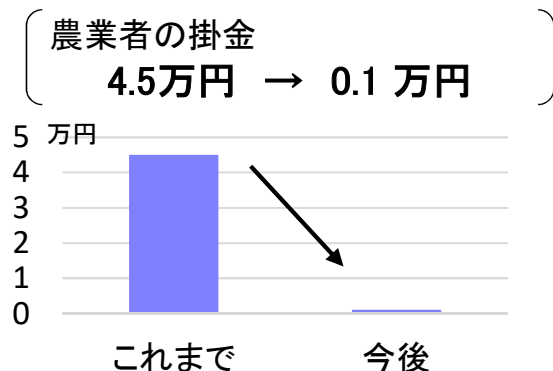
支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
共済金の早期支払	農業共済の加入者に対し、共済金を早期に支払う。	加入時に 国 : 共済掛金の原則50% 農業者 : 共済掛金の原則50%	経営局 保険監理官 TEL : 03-3502-7380
園芸施設の損害に対する共済金の支払	園芸施設共済の加入者に対し、園芸施設の被害の程度に応じて共済金を支払う。 撤去費用を補償対象に追加している園芸施設共済の加入者に対し、撤去費用の共済金を支払う。		
共済掛金の払込期限の延長	令和2年7月豪雨の被害により災害救助法が適用された山形県、長野県、岐阜県、島根県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県において、農作物共済、畑作物共済、果樹共済、園芸施設共済及び家畜共済の共済掛金の支払を原則として令和2年10月末まで猶予する。	国 : 共済掛金の原則50% 農業者 : 共済掛金の原則50%	
収入保険の加入者に対するつなぎ融資	収入保険の補てん金の支払は保険期間終了後になるが、自然災害により補てん金の受取りが見込まれる場合、保険期間中に全国農業共済組合連合会が無利子のつなぎ融資を実施。これにより、農業者が営農再開に向けた運転資金等を得られる。	加入時に 国 : 保険料の50% 農業者 : 保険料の50%  国 : 積立金の75% 農業者 : 積立金の25%	【本省担当課】 経営局 保険課 TEL : 03-6744-2174

## 集団加入メリット措置の導入

### 集団加入に適した割引パッケージ

- ① 小規模被害を補償範囲に含めなくてよいこととする
- ② 耐用年数を大幅に超過した施設を補償範囲に含めなくてよいこととする
- ③ 施設を補強したら掛金を割り引く
- ④ JA等が一斉受付を行い、確実な集団加入が見込める場合掛金を割り引く

### 最大で掛金を1割以下に



※経営規模: パイプハウス15a(全国平均)

## 生産出荷団体等による集団加入促進

JA、農業法人協会、集荷業者、直売所等(全体で9割のシェア)と共済組合が、

- ① 共済の集団加入、
- ② 施設補修の促進等

に関する**協定**を締結  
※協定数748(R2年3月末現在)

**集団加入パッケージを強力に推進**

## 集団加入促進を担保する措置

- ① 国の補助・融資金利における共済加入の要件化
- ② 協定を締結すれば、補助事業採択時のポイントを加算
- ③ ハウス建築業者の補助事業入札参加条件に「共済組合と連携して加入推進を図ること」を追加
- ④ 都道府県のハウス被害防止計画で地方公共団体単独事業の共済加入の要件化を推進

自家消費  
だけの農  
家を除き  
対象農家  
の大宗を  
共済加入  
に導く

※加入率  
55%(H30年度)  
↓  
60%(R元年度)

掛金の割引措置		割引率
小規模被害を補償から除外	①20万円/棟以下を除外	70%割引
	②100万円/棟以下を除外	90%割引
耐用年数（パイプハウスで10年）を 2.5倍以上経過した施設を補償から除外		20%割引（※）
施設の補強 （太いパイプへの交換、これと同等の強度への補強）		15%割引
一斉受付での大宗の農業者の集団加入		5%割引

※除外対象となる施設の設置割合（パイプハウスの全国平均）

割引前4.5万円	→ ①の場合割引後0.9～1.3万円
	→ ②の場合割引後0.1～0.2万円

## 浸水被害を受けた水田農家への特別対策

河川堤防の決壊等により、大規模な水害が発生。特に水田農業への被害が大きいことから、追加的に行う土づくりなど、水田農業の営農再開を緊急的に支援。

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
大規模な浸水被害を受けた水田農業の営農再開	大規模な浸水被害により営農再開が困難な稲作農家等が水田農業の継続に向けて追加的に行う土づくりや作業委託及び機械レンタルなどの取組に要する経費を <b>持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）</b> で支援。	国： ①土づくり：10,000円/10a（定額） ②作業委託、機械レンタル等：補助率1/2 ③土壌診断：補助率1/2 ④種子・種苗等の購入：補助率1/2  農家：事業費と補助額の差額  要件：今後、収入保険や農作物共済に加入すること	関東農政局 生産部生産振興課 （復興支援係長） TEL:048-740-0126

# 本年産の栽培の継続を断念せざるを得ない場合の支援策について

水田活用の直接支払交付金及び畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の対象作物について、本年産の栽培の継続を断念せざるを得ない場合や、WCS用稲の作付け（※1）ができずに他作物に作付転換した場合であっても、以下の支援の対象となります。

品目 (例)	農業共済 (※2)	水田活用の直接支払交付金 (水田のみ) (※4)	畑作物の直接支払交付金 (※7)
米 (主食用米)	○		
米 (非主食用米 〔WCS用稲等〕)	○ (※3)	○ (※5)	
大豆	○	○	○ (※8)
そば	○	○ (※6)	○ (※8)
飼料作物		○	

- (※) 1 水田活用の直接支払交付金について、WCS用稲の作付けに向けて、被災地域におけるWCS用稲の移植時期の柔軟な対応を関係自治体と調整しています。
- 2 農業共済は、農業共済に加入しており、被災時点で責任期間（移植期又は発芽期から収穫まで）にあるものが支払対象となります。また、地域の共済組合に、被害の連絡をお願いします。  
※詳しい内容は、地域の共済組合へお問い合わせください。
- 3 WCS用稲は、農業共済の対象外です。
- 4 水田活用の直接支払交付金については、都道府県や地域において要件や単価を設定する産地交付金の対象となる場合があります。  
※詳しい内容は、地域農業再生協議会へお問い合わせください。
- 5 飼料用米等の数量払いの標準単収値については、当年産の作柄（作柄表示地帯別）に応じて調整します。また、収穫、出荷・販売を行うことができない場合は、5.5万円/10aが交付されます。
- 6 産地交付金の対象作物であり、単価は都道府県・地域の設定によって、異なります。
- 7 畑作物の直接支払交付金の対象は、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば及びなたねです。
- 8 栽培の継続を断念せざるを得ない場合は、面積払のみが対象となります。



# サツマイモ基腐病を予防的に防除したい

サツマイモ基腐病の予防的防除については、以下の事業による支援を受けることが可能です。

## 1. 支援の内容

サツマイモ基腐病の予防的防除のための薬剤購入経費を助成（さとうきび増産基金のうちかんしょ重要病害虫被害対策事業の活用）

## 2. 対策事業と農家等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
サツマイモ基腐病予防薬剤の購入経費	さとうきび増産基金のうちかんしょ重要病害虫被害対策事業により、サツマイモ基腐病予防薬剤の購入経費を支援。 （登録農薬名） ・ Z ボルドー ・ J C ジーフライン水和剤 ・ ジーフライン水和剤 ・ サンケイジーフライン水和剤	国 : 1/2 農家 : 1/2	政策統括官 地域作物課 TEL : 03-6744-2115

# 葉たばこの営農再開に向け、施設・機械や栽培環境の整備をしたい

浸水等により被害を受けた葉たばこの乾燥施設や農業用機械の再取得や修繕等については、以下の制度による支援を受けることが可能です。

## 1. 支援の内容

- (1) 被災した乾燥施設や農業用機械の再建、修繕、再取得に関する経費を助成
- (2) 浸水等により被災した収穫困難なほ場での土づくりや、ほ場における追加的な防除、葉の洗浄に必要な経費を助成 等

## 2. 対策事業と農家の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び 問合せ先
乾燥施設や農業用機械の浸水被害に対する支援	強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (被災産地施設支援対策) により支援	【共同利用施設】 国 : 1 / 2 以内 県等 : 県と市町村による負担 農家の組織する団体等 : 100% - (国の負担 + 県等の負担)	関東農政局 経営・事業支援部経営支援課(課長補佐(技術)) TEL:048-740-0138
	強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (被災農業者支援型) により支援 ※今後も営農を継続する見込みがあること	【被災農業者の施設・機械】 国 : 1 / 2 以内※ 県等 : 県と市町村による負担 農家 : 100% - (国の負担 + 県等の負担) ※被災後も営農をやめることなく再開しようとする者として市町村が認める者を対象に、補助率を3/10から1/2以内に引上げ。	関東農政局 経営・事業支援部経営支援課(課長補佐(技術)) TEL:048-740-0138
	持続的生産強化対策事業 (産地緊急支援対策) により支援	周辺の乾燥施設への輸送 : 7,000円/t以内	関東農政局 生産部生産振興課(地域指導官) TEL:048-740-0407
営農再開に向けた支援	災害復旧事業により支援	土砂の撤去 ※直営施工(市町村から委託を受けたJA等から、農家等に対し労務費や機械のリース代を支払うこと)も可能。	関東農政局農村振興部 防災課(災害係) TEL:048-740-0568
	持続的生産強化対策事業 (産地緊急支援対策) により支援	・土づくり : 10,000円/10a以内 (ただし、作物残さの撤去のみの場合 : 1,500円/10a以内) ・収穫時の調製作業 : 8,000円/10a以内 ・追加防除 : 1 / 2 以内	関東農政局 生産部生産振興課(地域指導官) TEL:048-740-0407

(参考) 日本たばこ産業株式会社 (JT) による支援

- ・災害援助金制度(当年買入代金が平年代金の80%を下回る場合、被害率に応じて支払い(収穫皆無の場合は1/2))
- ・施設整備・機械購入の助成(補助率:1/2 要件:過去にJTの助成で取得した機械等、60歳未満、規模面積(黄色種100a以上等)。また、国・地方自治体の補助金を受ける場合は助成対象外)

# 被害果樹・茶を植替えたい・被害果実を利用したい・果樹棚を再建したい

被害果樹・茶の植替えや被害果実の利用促進等については、以下の制度による支援を受けることが可能です。



みかんの根域制限栽培

## 1. 支援の内容

- (1) 被害を受けた果樹・茶の植替えや、これにより生じる未収益期間に必要な経費を助成
- (2) 被害果実の利用促進に必要な経費を助成
- (3) 果樹棚の再建に必要な経費を助成

## 2. 対策事業と農家の負担割合

支援内容	対応事業等	支援の内容	担当及び問合せ先
<p>(1) 植替えや未収益期間に係る経費助成</p> <p>(2) 被害果実の利用促進に係る経費助成</p> <p>(3) 果樹棚の再建に係る経費助成</p>	<p>持続的生産強化対策事業 (果樹産地再生支援対策、 産地緊急支援対策、茶産地再生支援対策)</p>	<p>国：定額、1/2 農家：事業費と補助額の差額、 100%－(国の負担＋県等の負担)</p> <p><b>果樹への支援</b> (1) 植替えや未収益期間に係る経費 &lt;①植替えに必要な樹体の撤去費用・苗木代等&gt; ・みかん等のかんきつ類：23万円/10a ・かき、なし、ぶどう、りんご、おうとう等：17万円/10a ・みかん等のかんきつ類の根域制限栽培：111万円/10a ・なし、ぶどう、もも等の根域制限栽培：100万円/10a ・なし等のジョイント栽培：33万円/10a ・りんごの新わい化栽培：53万円/10a &lt;②未収益期間に必要な肥料代や農薬代等&gt; 22万円/10a (5.5万円/10a×4年分)を一括交付 (2) 被害果実の利用促進に必要な経費 被害果実の一時貯蔵等に要する経費：1/2 被害果実等の消費拡大PRに要する経費：1/2 (3) 果樹棚の再建に係る経費 果樹棚の撤去費用及び再建に必要な資材の購入費：1/2</p> <p><b>茶への支援</b> (1) 植替え等に必要な費用 ①茶園の植替え：15.2万円/10a ②①により生ずる未収益期間の経費：14.1万円/10a</p>	<p>(果樹関係) 関東農政局生産部 園芸特産課 (果樹係長) TEL:048-740-0430</p> <p>(茶関係) 関東農政局生産部 園芸特産課 (農政調整官 (畑作経営)) TEL:048-740-0029</p>

# 樹体の洗浄・樹勢の回復や、被害を受けた果樹の大規模な植替えに取り組みたい

果樹園地の早期復旧・復興に向けて、樹体の洗浄や樹勢の回復等の取組への支援を措置しました。

## 1. 支援の内容

- (1) 樹体洗浄、樹勢回復に向けた取組への支援
- (2) 病害の発生・まん延防止の取組への支援
- (3) 被災園地からの収穫物の運び出し等の取組への支援
- (4) 大規模な植替えを行う場合の早期成園化、経営の継続・発展に係る取組への支援 ※経営面積の過半で植替えを行う場合

## 2. 対応事業と農家等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
(1) 樹体洗浄、樹勢回復に向けた取組 ・泥が付着した樹体の洗浄、樹体に絡まったゴミの除去 ・樹勢回復のために行う摘果、せん定、根切り等	持続的生産強化対策事業 (果樹産地再生支援対策、産地緊急支援対策)	国：[作業労賃] 7.4万円/10a (定額) [資材・機械レンタル費用] 1/2 農家：事業費と補助額の差額、1/2	関東農政局生産部 園芸特産課 (果樹係長) TEL:048-740-0430
(2) 病害の発生・まん延防止の取組 地域ぐるみでの薬剤散布、罹病した枝の除去・処分		国：[作業労賃] 2万円/10a (定額) [資材・機械レンタル費用] 1/2 農家：事業費と補助額の差額、1/2	
(3) 被災園地からの収穫物の運び出し等の取組 ・作業を行うための作業員の雇用 ・運搬補助機材 (運搬車 (クローラ)、アシストスーツ等) のレンタル費用		国：[雇用労賃] 5,600円/人・日 (定額) [運搬補助機械レンタル費用] 1/2 農家：事業費と補助額の差額、1/2	
(4) 大規模な植替えを行う場合の早期成園化、経営の継続・発展に係る取組 ①早期成園化のための大苗の育成 ②経営継続のための代替農地での営農 ③省力栽培技術の習得のための研修		国：①20万円/10a (定額) ②52万円/10a (定額) ③3万円/10a (定額) 農家：事業費と補助額の差額	

# 生産資材を購入したい

被災に伴う追加的に必要となった防除・施肥、種子・種苗等の確保、収穫時の調製作業については、以下の制度による支援を受けることが可能です。

## 1. 支援の内容

- (1) 被災に伴う追加防除・施肥、追加的な種子・種苗の確保、営農再開に必要な作業委託及び農業機械等レンタルに係る経費を助成
- (2) 作物残さ等の撤去に係る経費を助成
- (3) 被災により追加的に必要となった収穫時の調製作業に係る経費を助成
- (4) 被災した集出荷施設等における簡易な補修に係る経費を助成
- (5) 他の集出荷施設等への農作物の輸送等に要する経費を助成

## 2. 対策事業と農家の負担割合

支援内容	対応事業等	支援の内容	担当及び問合せ先
(1) 追加防除・施肥、追加的な種子・種苗等確保、営農再開に必要な作業委託及び農業機械等レンタルに係る経費助成 (2) 作物残さ等の撤去に係る経費助成 (3) 収穫時の調製作業に係る経費助成 (4) 集出荷施設等の補修に係る経費助成 (5) 農作物の輸送等に係る経費助成	持続的生産強化対策事業 (産地緊急支援対策)	国※：定額、1/2 農家：事業費と補助額の差額、1/2  ※ (1) 1/2 (2) 1,500円/10a以内 (3) 8,000円/10a以内 (4) 1/2 (上限1千万円) (5) 輸送経費7,000円/t以内 手選果経費 5,600円/人日以内	(1), (4), (5) について 関東農政局 生産部生産振興課 (地域指導官) TEL:048-740-0407  (2), (3) について 関東農政局 生産部園芸特産課 (農政調整官 (野菜経営)) TEL:048-740-0440

# 酪農・畜産関係の支援を受けたい

酪農・畜産に係る被害については、以下による支援を受けることが可能です。

支援内容	対応事業	対象農家※1	支援の内容※2	担当及び問合せ先
畜舎・機械の再建・修繕等	①畜舎・付帯施設・機械の簡易な修理、簡易畜舎の整備、土砂・がれき等の撤去等の支援※3が可能【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】	乳・肉 豚・鶏	国：1/2 農家：1/2	①、②イ、③、④、⑤、⑥、⑧、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭について 関東農政局生産部 畜産課（農政調整官 （畜産振興）） TEL:048-740-0028
	②被災した畜舎・畜産物処理加工施設・農業用機械等の再建・修繕に対する支援が可能 【強い農業・担い手づくり総合支援交付金（ア：被災農業者支援型、イ：被災産地施設支援対策）】	乳・肉 豚・鶏	ア 国：1/2※4 県等：県と市 町村による負担 農家：100%－（国 ＋県等の負担） イ 国：1/2 県等：県と市町村による負担 農家等：100%－（国の負担＋県等の負担）	
乳房炎の治療・予防管理等	③乳房炎の治療・予防用資材、搾乳機器点検、予防のための取組等に対する支援が可能【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】	乳	国：1/2等 農家：1/2等	②アについて 関東農政局 経営・事業支援部経営支援課（課長補佐（技術）） TEL:048-740-0138
酪農ヘルパー利用	④被災農家における応急的な搾乳作業等のための酪農ヘルパーの出役の支援が可能（「疾病時の利用」として対応）【酪農経営支援総合対策事業】		国：実質1/3 農家：実質2/3以内	
家畜の避難・預託	⑤被災家畜の避難・預託の支援が可能【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】	乳・肉・豚	国：1/2、農家：1/2	⑦について 関東農政局 経営・事業支援部経営支援課（課長補佐（総務）） TEL:048-740-0393
家畜導入	⑥被災（停電を含む）により、死亡・廃用した乳用牛、肉用牛繁殖雌牛、繁殖用豚の導入の支援が可能【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】	乳・肉・豚	国：1/2 〔上限：妊娠牛275千円/頭 繁殖雌牛175千円/頭 繁殖用豚（純粋種）100千円/頭 繁殖用豚（交雑種）40千円/頭〕 農家：1/2※5	
	⑦牛・豚（肥育畜を含む）、鶏の導入について、農林漁業セーフティネット資金、農業近代化資金、スーパーL資金等の活用が可能	乳・肉 豚・鶏	貸付当初5年間実質無利子化等	
停電時の電力確保に要した発電機の借上げ等	⑧停電時の電力確保に要した発電機の借上げ、今後の災害等に備えた非常用電源の整備、貯乳施設（クーラーステーション）への非常用電源の整備に対する支援が可能【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】	乳・肉 豚・鶏	国：1/2 農家：1/2	⑨について 関東農政局生産部 畜産課（課長補佐（草地）） TEL:048-740-0027
自給飼料品質低下抑制、不足分の購入等	⑨自給飼料の品質低下を抑制するための発酵促進剤や不足する粗飼料の購入の支援が可能【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】	自給飼料を生産する酪農・畜産農家	国：定額、1/2 〔粗飼料購入5千円/ト以内〕 農家：1/2（定額を除く）	
経営安定対策の特例措置	⑩肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）、⑪肉豚経営安定交付金（豚マルキン）における生産者負担金の納付猶予等を実施 ⑫肉用子牛生産者補給金制度における生産者負担金の納付期限延長を実施 ⑬鶏卵生産者経営安定対策事業における積立金の減額等を実施	肉・豚・鶏	—	
負債整理資金の緊急融通	⑭負債の償還に支障が生じた場合、当面の間、毎月末日を貸付日として緊急的に融通することが可能【畜産特別支援資金融通事業】	乳・肉・豚	—	

※1：対象農家の欄における各表記は次のとおり。乳：酪農家等、肉：肉用牛農家等、豚：養豚農家等、鶏：家きん農家等  
 ※2：農家等の負担割合は県等の支援により軽減される場合がある。 ※3：土砂・がれき等の撤去については家きん農家等も対象  
 ※4：被災後も営農をやめることなく再開しようとする者として市町村が認める者を対象に、補助率を3/10から1/2に引上げ。  
 ※5：導入費の1/2が上限を超える場合は、導入費と上限額の差額

# 復旧までの間の働く場がほしい、従業員の雇用を維持したい

被災農業者の就労や他の農業法人等に研修目的で派遣する場合、以下の事業による支援を受けることが可能です。

## 1. 支援の内容

- (1) 災害復旧事業等における被災農業者の就労を促進。(災害復旧事業等)
- (2) 被災農業法人等が、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に、必要な経費を助成。  
(農の雇用事業(次世代経営者育成派遣研修タイプ))
- (3) 農業次世代人材投資事業の支援を受けている方もしくはこれから受けようとする方への支援。  
(農業次世代人材投資事業)

## 2. 対策事業と農家等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
(1)被災農業者の就労促進	災害復旧事業(県・市町村が実施主体)等において、被災農林漁業者の就労希望者を優先的に雇用するよう関係地方公共団体に通知	国 : ー 県等 : ー 農家 : ー	関東農政局 農村振興部設計課 (積算施工係) TEL : 048-740-0489
(2)被災農業法人等の従業員の派遣	次ページを御参照ください。		
(3)農業次世代人材投資事業における特例			

# 被災農業法人等の雇用の維持、農業次世代人材投資事業の取扱い

- ・被災農業法人等が、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に、1（1）のとおり「農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ）」により必要な経費を助成します。
- ・被災により農作業を行えない場合等における、農業次世代人材投資事業及び就職氷河期世代の新規就農促進事業の取扱いは1（2）のとおり（これから支援を受ける方も同様の取扱いになります）です。

## 1. 対策内容の概要

### （1）農の雇用事業

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
従業員の雇用維持	農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ） ・従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に必要な経費を支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の転居費、住居費、交通費のほか受入法人に対して支払う研修負担金（謝金）を助成。（月額最大10万円、最長24ヶ月）</li> <li>・月額10万円を超える部分は自己負担。</li> </ul>	関東農政局 経営・事業支援部経営支援課（課長補佐（就農促進）） TEL：048-740-0394

### （2）農業次世代人材投資事業及び就職氷河期世代の新規就農促進事業

事項	取扱いの内容	担当及び問合せ先
研修実施日数又は農業生産等への従事日数の考え方	交付要件の研修実施日数（概ね年間1200時間以上）又は農業生産等の従事日数（年間150日かつ年間1200時間以上）に復旧作業日数※の計上が可能。 ※被災した農業施設等の片付け及び再建作業、用水路等の生産基盤の整備に係る工事作業、農地や農業機械・施設等を確保するための情報収集・売買交渉等	関東農政局 経営・事業支援部経営支援課（課長補佐（就農促進）） TEL：048-740-0394
研修又は就農状況報告の提出	被災により研修状況報告又は就農状況報告に添付する書類を紛失した場合、提出可能な添付書類のみでの報告や都道府県等による聞き取り等による研修又は就農の状況の確認で可とする。	
研修又は農業経営を休止する場合	被災により研修又は農業経営を休止する場合、休止届の提出により、当該休止期間に相当する期間（最長1年間）、交付期間の延長が可能。 ※（経営開始型）被災による休止期間中に得られた所得は、交付金額を算出する際の前年の総所得から除く。	



# 農地や農業用施設や鳥獣被害防止施設の復旧等をしてほしい

小規模な水路等の復旧活動、長寿命化対策や農地の大区画化や鳥獣被害防止施設の再整備をする場合、以下の事業による支援を受けることが可能です。

## 1. 支援の内容

- (1) 農地周りの小規模な水路等の地域共同による復旧活動を支援。(多面的機能支払交付金)
- (2) 農業水利施設の長寿命化対策、防災減災対策等を支援。(農業水路等長寿命化・防災減災事業)
- (3) 大区画化、汎用化などの耕作条件の改善や、高収益作物への転換等を支援。  
(農地耕作条件改善事業)
- (4) 被災した鳥獣被害防止施設の再整備を支援。(鳥獣被害防止総合対策交付金)

## 2. 対策事業と農家等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
(1) 地域共同による復旧活動の支援	損壊等の被害を受けた農地周りの小規模な水路等の地域共同による復旧活動に既配分の <b>多面的機能支払交付金</b> を充当可能	(既に配分されている多面的機能支払交付金を活用するため、追加の負担はない) 対象組織：追加負担なし	関東農政局 農村振興部農地整備課 (保全業務係) TEL：048-740-5830
(2) 農業水利施設の長寿命化、防災減災対策	<b>農業水路等長寿命化・防災減災事業</b> により、農業水利施設の長寿命化対策や防災減災対策等を支援(総事業費200万円以上、受益者2者以上等)	国：1/2等 県等：県と市町村による負担 農家：100%-(国の負担+県等の負担)	関東農政局農村振興部 水利整備課(補助事業係) TEL：048-740-0548 防災課(防災係) TEL：048-740-0566
(3) 耕作条件の改善等	大区画化、汎用化などを <b>農地耕作条件改善事業</b> により支援(総事業費200万円以上、受益者2者以上等)	国：定額、1/2等 県等：県と市町村による負担 農家：100%-(国の負担+県等の負担)	関東農政局農村振興部 農地整備課(事業推進対策係) TEL：048-740-0552
(4) 鳥獣被害防止施設の再整備	地域協議会や民間団体等が行う被災した鳥獣被害防止施設の再整備を、 <b>鳥獣被害防止総合対策交付金</b> により支援	国：定額*、1/2等 県等：県と市町村による負担 農家：100%-(国の負担+県等の負担) ※自力施工の場合、資材費のみ定額支援	関東農政局農村振興部 農村環境課(鳥獣被害対策係) TEL：048-740-0511

# 被災した荒廃山地、森林作業道の復旧や被害木の伐採をしてほしい

被災した山林の早期復旧や、治山施設の設置等の実施を支援するとともに、森林保険における保険金の早期支払等を実施。

## 1. 支援の内容

- (1) 被災した荒廃山地等の復旧・整備（治山事業）
- (2) 被害木の伐採・搬出や植栽、森林作業道の復旧（森林整備事業）

## 2. 対策事業と県等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災した荒廃山地等の復旧・整備	治山事業により、豪雨等により生じた荒廃山地等の復旧・整備を実施。 (事業実施主体：国、都道府県)	国 : 10/10、2/3 県 : 1/2等  〔※災害復旧等事業の場合〕 国 : 2/3等 県 : 1/3等	林野庁 治山課 TEL : 03-6744-2308
被害木の伐採・搬出や植栽、森林作業道の復旧	森林整備事業により、被害森林における被害木等の伐採・搬出、伐採跡地での造林、森林作業道の開設及び改良・復旧等を支援。 (事業実施主体：都道府県、市町村、森林組合、森林所有者等)	国 : 1/2 県等 : 県と市町村による負担 所有者等 : 100%－(国の負担＋県等の負担)	林野庁整備課 造林間伐対策室 TEL : 03-3502-8065
保険金の早期支払	森林保険の加入者に対し、保険金を早期に支払う。		
継続契約の締結手続き期限を猶予	令和2年7月豪雨により災害救助法が適用された市区町村において、保険契約者が保険期間満了の30日前までに継続による契約の申込みができなかった場合であっても、令和3年2月28日までに申出があった場合は、同日まで継続による契約の締結手続きを猶予する。	—	林野庁計画課 森林保険企画班 TEL : 03-6744-2246

# 被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の撤去・復旧・整備をしてほしい

木材加工流通施設、特用林産振興施設等が被災した場合、再建に必要な機械施設の復旧・整備を支援。また、被災施設の撤去等の費用も支援を受けることが可能です。

## 1. 支援の内容

- (1) 被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の復旧・整備（林業・木材産業成長産業化促進対策）
- (2) 上記に付随する被災施設の撤去（林業・木材産業成長産業化促進対策）

## 2. 対策事業と林業者の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の復旧・整備	林業・木材産業成長産業化促進対策により、被災した木材加工流通施設や林業機械、特用林産振興施設等の撤去・復旧・整備及びきのこ生産資材の導入を支援。	国 : 1/2 県等 : 県と市町村による負担 林業者 : 100%-(国の負担+県等の負担)	(木材加工流通施設) 林野庁木材産業課 TEL : 03-6744-2290 (林業機械) 林野庁経営課 TEL : 03-3502-8055 (特用林産振興施設) 林野庁経営課 TEL : 03-3502-8059
被災施設の撤去		<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材加工流通施設等は、1事業費、おおむね500万円以上であれば支援が可能。</li> <li>・特用林産振興施設は、1事業費、おおむね100万円以上であれば支援が可能。</li> </ul> (生産資材の導入は事業費の下限なし)	

# 漁港施設等の復旧をしてほしい

漁港施設等が被災した場合の復旧に対して支援を受けることが可能です。

## 1. 支援の内容

- (1) 漁港施設等の災害復旧（漁港施設災害復旧事業）
- (2) 漁港施設等の再度災害防止（漁港施設災害関連事業）

## 2. 対策事業と県等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
漁港施設等の災害復旧	漁港施設災害復旧事業により、漁港施設等の復旧を支援。	国 : 2/3等 県等 : 県と市町村による負担	水産庁 防災漁村課 TEL : 03-3502-5638
漁港施設等の再度災害防止	漁港施設災害関連事業により、漁港施設災害復旧事業として採択された箇所又はこれを含めた一連の施設の再度災害を防止し構造物の強化等を支援。	国 : 1/2等 県等 : 県と市町村による負担	水産庁 防災漁村課 TEL : 03-3502-5638

# 流木等による水産業への影響を食い止めたい

流木等による水産業への影響を最小限に食い止めるように必要な経費に対して支援を受けることが可能です。

## 1. 支援の内容

- (1) 漁場等に漂流・堆積した流木等の回収・処理及び耕うん（水産多面的機能発揮対策事業（漁場等機能回復対策事業））
- (2) 漁港に堆積した流木等の処理（漁港施設災害復旧事業）
- (3) 海岸への漂着流木等の処理（災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業）

## 2. 対策事業と県等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
漁場等に漂流・堆積した流木等の回収・処理	水産多面的機能発揮対策事業（漁場等機能回復対策事業）により漁場等に漂流・堆積した流木等の回収・処理及び耕うんに要する経費を支援。	定額 <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁船による流木等の回収・処理作業                      (例：傭船料：6万円/日・隻（船長+乗員2名）)</li> <li>・陸上における流木等の回収・処理作業                      (例：人件費：1万円/日)</li> </ul>	水産庁 計画課 TEL：03-3501-3082
漁港に堆積した流木等の処理	漁港施設災害復旧事業により航路・泊地に堆積した流木等の処理を支援。	国：2/3等 県等：県と市町村による負担	水産庁 防災漁村課 TEL：03-3502-5638
海岸への漂着流木等の処理	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業により海岸に漂着した流木等の処理を支援。	国：1/2 県等：県と市町村による負担	水産庁 防災漁村課 TEL：03-3502-5638



# 水産経営を再開したい

被災した共同利用施設の再建・修繕や内水面資源の復旧のために実施する増殖等に要する機器の修繕等に対して支援を受けることが可能です。

## 1. 支援の内容

- (1) 荷さばき施設、漁具倉庫、水産加工施設、種苗生産施設等共同利用施設の再建・修繕、被災施設の撤去（浜の活力再生・成長促進交付金）
- (2) 内水面資源の復旧のために実施する増殖等に要する機器の修繕等（浜の活力再生・成長促進交付金）

## 2. 対策事業と県等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
共同利用施設の再建・修繕、撤去	浜の活力再生・成長促進交付金により共同利用施設の再建・修繕等を支援。	国 : 1/2、4/10、1/3等 県等 : 県と市町村による負担 漁協等 : 100%-(国の負担+県等の負担)	水産庁 防災漁村課 TEL : 03-6744-2391
内水面資源の復旧のために実施する増殖等に要する機器修繕等	浜の活力再生・成長促進交付金により内水面資源の復旧のために実施する増殖等に要する機器修繕等を支援。	国 : 1/2 県等 : 1/2	水産庁 栽培養殖課 TEL : 03-3502-8489

# 停電の影響による被害から早期に営農を再開したい（農作物）

停電の影響による被害を受けた農作物については、以下の事業による支援を受けることが可能です。

## 1. 支援の内容

- (1) 停電により出荷できなくなった農作物や使用できなくなった培地等の撤去用
- (2) 撤去後の消毒等に必要な薬剤等の購入費
- (3) 追加的な種子・種苗・培地の購入費
- (4) 停電により他の集出荷施設に農作物を輸送した際の追加的な輸送経費

## 2. 対策事業と農家等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災した農作物や培地等の撤去費	持続的生産強化対策事業 (産地緊急支援対策)	国 : 1,500円/10a以内 農家 : 事業費と補助額の差額	関東農政局 生産部園芸特産課 (農政調整官(野菜経営)) TEL:048-740-0440
撤去後の消毒等に必要な薬剤等の購入費		国 : 1/2 農家 : 1/2	
追加的な種子・種苗・培地の購入費		国 : 1/2 農家 : 1/2	
他の集出荷施設への輸送経費		国 : 7,000円/t以内 JA等 : 事業費と補助額の差額	



# 停電の影響による被害から早期に営農を再開したい（畜産）

停電の影響による乳牛の乳房炎の発生等については、以下による支援を受けることが可能です。

## 1. 支援の内容

- (1) 乳房炎の治療・予防管理等
  - (2) 停電時の電力確保に要した発電機の借上げ 等
- } (畜産経営災害総合対策緊急支援事業等の活用)

## 2. 対策事業と農家の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容※	担当及び問合せ先
乳房炎の治療・ 予防管理等	乳房炎の治療・予防用資材、搾乳機器点検、予防のための取組等に対する支援が可能 【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】	国：1/2等 農家：1/2等	関東農政局生産部 畜産課（農政調整官 （畜産振興）） TEL：048-740-0028
停電時の電力確保に要した発電機の借上げ等	停電時の電力確保に要した発電機の借上げ、今後の災害等に備えた非常用電源の整備、貯乳施設（クーラーステーション）への非常用電源の整備に対する支援が可能 【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】	国：1/2 農家：1/2	関東農政局生産部 畜産課（農政調整官 （畜産振興）） TEL：048-740-0028

※：農家等の負担割合は県等の支援により軽減される場合がある。

# 停電の影響による被害から早期に営農を再開したい（林野）

被災した特用林産物生産者の事業再開を支援するため、特用林産物に係る生産資材の再導入に要する経費を支援します。

## 1. 支援の内容

- (1) 停電により出荷できなくなったきのこや使用できなくなった菌床等の撤去・処分費用
- (2) 被災した生産資材の再導入費用

## 2. 対策事業と林業者の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
特用林産物に係る生産資材	林業・木材産業成長産業化促進対策交付金により、菌床等の撤去・処分やきのこ生産資材の導入を支援。	国 : 1/2 県等 : 県と市町村による負担 林業者 : 100%-(国の負担+県等の負担)	林野庁 経営課 TEL : 03-3502-8059